

(仮称)三郷市自治基本条例づくり 庁内検討会議 第5回
記録

平成21年1月30日(金)午前11時～12時

出席者 並木総務課長 田中企画調整課長 前田財務課長 加藤市民生活部参事
田中建設部副部長 白石水道部参事 中村学校教育部副部長 大野収税課長
黒川農業委員会事務局長 金子議事課長
事務局 須賀企画調整係長、日暮企画調整課主任

1. 前文

- ・ 前文は、コンパクトでよいと思う。ただし、市民の夢を述べるべき第1段落目で「市民一人ひとりの知恵をいかして」と手段について記述されており、整理が必要だ。

2. 総則

【自治の基本理念「まちづくり」は「進める」もの】

- ・ 第3条（自治の基本理念）第5号に「まちづくりを実現する」とあるが、文章表現として正確にするため「まちを実現する」または「まちづくりを進める」とすべき。

3. 議会

【議事課長からの報告】

- ・ 条例原案について、議会との調整の中で、議会に関わる規定の整理が図られた。
- ・ 現在でも、議会の中では「市民に開かれた議会」であることの必要性は認識されており、議会のあり方について今後検討を進めていこうとしている段階である。将来的には、議会基本条例の制定を視野に入れた上で、自治基本条例には議会に関する基本的な姿勢を規定するということが確認された。
- ・ 「第3章 議会」については、ほぼ執行機関の案そのまま合意できたが、執行と意思決定という役割を明確に分けたいという議会の意向で、「第5章 市政運営」については執行機関の役割として整理した。
- ・ 「第6章 参加と協働」については、「第1節 情報の共有」には議会も関連するが、「第2節 市政への参加」は直接関連しないとの議会の意向が示された。
- ・ 議会が実施する公聴会や参考人の制度は、あくまでも議会における討議の活性化の手法であるとして、「市政への参加」とは区別したいとの議会の意向が示された。

【今後の議会改革に期待】

- ・ 立法、政策立案などにより議会も市政運営に関わることができるし、そうあるべき。単なる執行機関の監視機関としてではなく、「執行機関がやらないこと」への監視も必要だ。今後、早急な「議会基本条例」の制定に期待する。

4. 市長等

【執行機関における市長の位置づけ】

- ・ 条例全体を通して、「市長その他の執行機関」の表記から「執行機関」とすることにより、二代表制を担う市長の役割が弱まってしまうような気がする。そこで、第13条（市長の責務）において、市長には総括代表権があることや各執行機関の調整権があることを盛り込んだほうがよい。

5. 市政運営

【法令文としての整理】

- ・ 第22条（説明責任）において、「必要性、妥当性等」とあるが、「必要性及び妥当性等」とするべき。

【応答責任】

- ・ 第23条（応答責任）の解説文について、「苦情」に関する説明は以前の案のほうが分かりやすかった。「市民からの意見を積極的なご意見や提案として捉え」では「意味が通らない。

【市政への参加の方法】

- ・ 第36条（市政への参加の方法）第2項について「参加の方法の改善に努める」という意味が分かりにくい。
- ・ この条の解説文について、「形骸化させることなく」とあるが、悪い印象を与える表現は使うべきではない。

【市政への参加の方法と意見の取扱】

- ・ 第36条（市政への参加の方法）第3項と第40条（意見の取扱）第2項の内容が重なっているのではないか。
- ・ 第36条（市政への参加の方法）第3項については、市民等及び執行機関が持つべき参加にあたっての心構えを述べており、第40条（意見の取扱）第2項では、市民等の意見を反映させる執行機関の役割を述べている点で異なる。
- ・ 第36条（市政への参加の方法）第3項については、必ずしも「合意形成に努める」のではなく、「互いの意見を尊重する」または「建設的な議論に努める」などの主旨に変えたほうがいい。

6. コミュニティ

【コミュニティに含まれる団体】

- ・ 第46条（コミュニティの尊重）について、「(町会、自治会) その他の地縁的な団体」とは、例えば婦人会、子ども会、老人会などのことを指すと考えていいか。

7. 国、埼玉県及び他の地方自治体等との連携

【用語「基礎的自治体」について】

- ・ 第53条（国及び埼玉県との関係）について、「基礎的自治体」という言葉が使われているが、解説がないと市民には理解できない。

以上